

雨水流出抑制施設の設置検討

開発面積

0.05ha未満  
(500㎡未満)

0.05ha以上1.0ha未満  
(500㎡以上10,000㎡未満)

1.0ha以上  
(10,000㎡以上)

開発用途

集合住宅、店舗  
駐車場等の場合

戸建分譲や  
宅地造成等の場合

各戸貯留又は  
浸透施設等の設置に  
努めてください。  
(努力義務)

雨水流出施設設置  
技術基準に基づき  
治水課と協議して  
ください。

戸建分譲や宅地造成  
等の雨水流出抑制  
施設設置基準に  
基づき治水課と  
協議してください。

埼玉県河川砂防課と  
協議してください。

雨水流出抑制施設の計画書の提出

計画書の承認